

規制内容の比較及び全体イメージ

○ 規制内容の比較

	堺市条例（案）	大阪府条例	堺市要綱	
対象区域	市域全域	府域全域	市内 市街化調整区域	
規制対象行為	「埋立て」 「 切土 ・盛土による 土地の形質変更」 「 たい積 」	「埋立て」 「盛土」 「たい積」	「埋立て」 「切土・盛土による 土地の形質変更」	
許可又は 届出の範囲	○ 500 m²以上の行為 ○ 500 m²未満かつ高さが3m以上の行為	○3,000 m ² 以上の行為	○1,000 m ² 以上かつ高さ 1m以上の行為 ○1,000 m ² 未満かつ高さ 3m以上の行為	
	許可の 範囲	○500 m ² 以上の行為 ※一部の軽易な行為 ^{注1} については、許可の対象外（届出を課す）	○3,000 m ² 以上の行為	—
	届出の 範囲	○ 500 m²以上の行為のうち、軽易な行為 ○ 500 m²未満の行為のうち、高さが3m以上の行為	—	○1,000 m ² 以上かつ高さ 1m以上の行為 ○1,000 m ² 未満かつ高さ 3m以上の行為

※注1 軽易な行為

例) 農産物の品質保全を目的とした農地の改良やかさ上げ、運動場の維持管理のための整備、一時たい積 など

○ 全体イメージ

<現状>

<市条例制定後>

